

芦屋市 IT アドバイザー業務に係る
公募型提案依頼書

芦屋市企画部市長公室DX行革推進課

実施要領

1 提案依頼の概要

(1) 件名

本提案依頼書による業務委託の名称は、「芦屋市 IT アドバイザー業務」（以下、「本業務」という。）とする。

(2) 本業務の目的及び依頼内容

本市の情報化施策が円滑に進められるよう、必要な支援を求めるもの。

(3) 実施形式

価格及び価格以外を総合的に評価し、決定する公募型提案方式とする。

(4) 公募型提案方式とした理由

本業務の目的及び依頼内容を実現できる最適な方法を予定金額の範囲内で実施するべく、指定した内容の条件を満たしたより良い提案を募るため、本提案依頼を行うこととした。

(5) 業務期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(6) 予定金額（上限額）

本業務の予定金額（上限額）は、3,110,000 円（税抜）であり、見積額がこの金額を超過した場合は失格とする。

2 提案手続

(1) スケジュール

提案手続に関するスケジュールは別紙のとおりとする。

(2) 参加意思表明書提出

参加意思表明書に所定の内容を記入、押印の上、参加意思表明書提出期限までに芦屋市企画部市長公室 DX 行革推進課へ提出すること。

参加意思表明書を提出したにもかかわらず辞退する場合は、辞退届に所定の内容を記入、押印の上、後述の企画提案書・見積書提出期限までに芦屋市企画部市長公室 DX 行革推進課へ提出すること。

なお、やむを得ず参加を辞退した場合においても、今後の指名等への影響はないことを申し添えておく。

(3) 質問受付及び回答

質問受付期限までに DX 行革推進課情報政策代表メール(joho@city.ashiya.lg.jp)宛に、別紙「質問回答票」を送付すること。

本市が受けた質問および回答内容は、公平性、透明性を担保するため、その内容及び質問者の如何にかかわらず、電子メールで参加意思表明者全員に公表する。

(4) 企画提案書及び見積書等の提出

企画提案書及び見積書は、企画提案書・見積書提出期限までに「2(5) 提出場所」

へ持参又は郵送の上、提出すること。

提出物及び提出部数等は、別紙「企画提案書作成要領」を参照すること。

(5) 提出場所

芦屋市企画部市長公室 DX 行革推進課

(6) 問合せ先

芦屋市企画部市長公室 DX 行革推進課

担当：井出・横道

TEL：0797-38-2021

FAX：0797-34-6713

E-mail：joho@city.ashiya.lg.jp

(7) 結果通知

選定結果については、参加意思表明書を提出した全ての者に先に電子メールにより送付し、郵送する。また、通知送付後、芦屋市ホームページに1ヶ月間、審査結果を公表する。

3 評価方法

(1) 評価方法

受託者については、参加資格確認、事前審査、提案評価によって決定する。

提案内容の評価は、公正かつ厳正に実施する。

本業務の見積価格については、「1(6) 予定金額（上限額）」に記載している予定金額以内であること。

評価については、下表のとおりとする。

段 階	種 別	対 象	評 価 者	概 要
参加資格 確認	・書類審査	参加意思表明書提出者	専門委員会	参加意思表明書提出者が参加資格を満たすかを確認する。
事前審査	・書類審査	企画提案書等提出者	専門委員会	提出書類等一式に漏れや不備がないかチェックする。
提案評価	・企業評価 ・提案内容評価 ・価格評価 (書類審査)	事前審査通過者	専門委員会	企画提案書等の内容に基づき評価する。

(2) 配点

配点は下記のとおりとする。

評価基準については、別紙「評価基準表」のとおり。

ア 提案評価により事業者を決定する。

- イ 配点は、企業評価 1 割（100 点）、提案内容評価 5 割 500 点、価格評価 4 割（400 点）とする。

(3) 参加資格確認

ア 対象

参加意思表明書提出者

イ 確認方法

参加資格条件と比較し、参加資格の有無を確認する。

(4) 事前審査

ア 対象

企画提案書等提出者

イ 評価方法

提出書類等一式に漏れや不備がないかチェックする。

(5) 提案評価

ア 対象

事前審査通過者

イ 評価方法

(ア) 企業評価及び提案内容評価

企画提案書等について書類審査を行う。

(イ) 価格評価

価格点＝配点×（1－（見積価格÷予定金額））

(6) 失格事項

以下に示す事項に該当した場合、審査結果を待たずに失格になる場合があるので留意すること。

ア 企画提案書・見積書提出期限に遅れた場合

イ 提出書類に不足があった場合又は本書で定める事項に違反した場合

ウ 当該案件に関して、本実施要領に定める以外の方法により、本市の職員に直接又は間接を問わず連絡を行った場合

エ 提案依頼交付開始日から契約締結日までの間に、本市より指名停止等の措置を受けた場合

オ 別紙「評価基準表」にある項目の提案内容評価について、1 項目でも最低評価を行った選考委員が過半数を占める場合、又は、全選考委員評価点の総合計が満点の 60%未満である場合

4 その他

(1) 留意事項

ア 提案書等提出を受けた資料は、提案者に返却しない。

イ 提出された提案書等の全ての資料を受理した後の加筆及び修正は認められない。

(2) 企画提案書等の取扱い

- ア 企画提案書等は、本提案依頼の手續における契約の相手方の候補者を選定する目的以外では使用しない。
- イ 企画提案書等の著作権については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、提出された企画提案書等について、芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号）に基づく公開請求があった場合には、本市は同条例に基づき公開するものとする。また、本市が本提案依頼の結果の報告等に必要な場合は、その内容が無償で使用及び公表することができるものとする。
- ウ 企画提案書等は、本業務の契約の相手方を選定するために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- エ 契約の相手方となった者が作成した企画提案書等の書類については、本市が必要と認める場合には、本市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

以 上

評価基準表

審査項目	評価項目		評価の視点 【提出書類】	指標	配点
企業評価	企業能力	履行保証力	自己資本比率 【貸借対照表（写）】	25%以上	5
		瑕疵担保力	損害賠償保険の加入状況 【企業賠償責任保険加入証（写）】	5千万円以上	5
		業務実績	過去5年間における同種業務の実績 【履行実績届】	あり	20
		品質マネジメント	ISO9001の取得 【認証登録証明書（写）】	取得	5
		環境マネジメント	ISO14001の取得 【認証登録証明書（写）】	取得	5
		情報マネジメント	プライバシーマーク又はISO27001の取得 【プライバシーマーク登録証（写）又は認証登録証明書（写）】	取得	20
	地域貢献度	営業の拠点	本店の所在地 【競争入札参加資格申請書により確認するため不要】	芦屋市内	5
		業務実績	本市と契約書を交わした直近の案件の業務実績（過去5年間に限る） 【契約書（写）】	あり	5
	社会性	企業年金制度	企業年金制度導入 【企業年金制度導入に関する証明書（写）】	導入	5
		障がい者雇用状況	障がい者の雇用状況 【障害者雇用状況報告書（写）】	あり	5

審査項目	評価項目		評価の視点 【提出書類】	指標	配点
企業評価	社会性	男女共同参画推進の取組	育児・介護休業、子供を持つ従業員向け時短制度又は中途退職女性復帰制度等の導入 【各事業者の制度概要(写)】	あり	5
		女性活躍推進の取組	えるぼし認定の取得 【基準適合一般事業主認定通知書(写)】	取得	5
		子育てサポートの取組	くるみん認定の取得 【基準適合一般事業主認定通知書(写)】	取得	5
		若者雇用促進の取組	ユースエール認定の取得 【基準適合事業主認定通知書(写)】	取得	5
	小 計				100
提案内容評価	取組方針		業務の目的・条件・内容の理解度が高く、簡潔に記載されているか		10
	実績		本市または他自治体における業務実績		10
	現況及び課題への理解度		本市の現況・課題への理解は十分か		50
	予算申請審査支援	研修	情報システム及び情報機器等調達担当者に向けた研修として必要十分な研修案となっているか		60
		予算申請の精査手法	デジタル化要望書の精査の方向性及び実施フローは的確か		60
		面談手法	デジタル化要望書に係る面談について、実施手順、面談内容等は的確か		60

審査項目	評価項目		評価の視点 【提出書類】	指標	配点
	情報セキュリティ研修	研修	管理者及び一般職員向けの情報セキュリティ研修について必要十分な研修案となっているか		50
提案内容評価	内部監査	支援内容	内部監査の実施フロー及びその中で提案者が支援できる内容について評価する		70
		研修	内部監査人に向けた研修として必要十分な研修案となっているか		70
	その他支援内容		その他の支援内容について評価する		50
	その他	追加提案	追加提案に対する費用の考え方は妥当か 追加提案は将来性のあるものか		10
小計					500
価格評価	コスト削減努力		見積の妥当性、コスト意識		400
小計					400
総計					1000

参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (2) 令和6・7年度芦屋市物件等競争入札参加資格を有すること。
- (3) 現に又は契約締結日までに、本市の定める競争入札に係る指名停止基準（昭和61年芦屋市基準）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 芦屋市暴力団排除条例及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）、廃止前の和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）がなされていないこと。

スケジュール

手 続	日 時
(1) 公表	令和7年2月21日（金）
(2) 質問受付期間	令和7年2月21日（金）から 令和7年2月27日（木）17時まで
(3) 質問回答期限	令和7年3月3日（月）17時まで
(4) 参加意思表明書提出期限	令和7年3月5日（水）17時まで
(5) 参加資格の有無の通知	令和7年3月7日（金）17時まで
(6) 企画提案書・見積書提出期間	令和7年3月7日（金）から 令和7年3月14日（金）17時まで
(7) 結果通知	令和7年3月27日（木）17時以降
(8) 契約締結予定日	令和7年4月1日（火）